

性顕寺無量寿堂運営規定

総 則

第一条

本規定は性顕寺無量寿堂（以下 無量寿堂という）の施設内権利取得者（以下 権利者という）が行う、納骨と無量寿堂の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第二条

無量寿堂の運営は、性顕寺住職、同坊守、性顕寺総代および権利者より選任された委員（以下 委員という）で構成された運営委員会（以下 委員会という）および同委員会より選任された理事会がこれを行うものとする。

第三条

- (1) 運営委員の定数は当該施設の維持管理運営のため、各集落において必要とする委員数の合計数とするものとする。
- (2) 理事の定数は若干名とする。

第四条

委員会に顧問を置く。顧問は住職とする。

第五条

- (1) 委員会の役員に、委員長一名、副委員長一名、会計正副各一名、監査委員二名、事務局一名を置くことができる。但し、事務局は性顕寺に置くものとする。

- (2)

委員長は会務を統括し、当施設の運営について責めを持ち、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の代行を行うものとし、会計は当施設および会計を司るものとする。

監査委員は当委員会が行う事業および会計に関する監査を執行し、その結果を委員会に報告するものとする。

委員長、副委員長、会計は理事の互選とする。

監査委員は運営委員会により選任されるものとする。

- (3) 役員の任期は四年とする。

第六条

- (1) 委員会は、委員長が顧問と協議の上、招集するものとする。

- (2)

理事会は、必要に応じ、委員長が顧問と協議の上、招集するものとする。

- (3)

委員会は提案された事項につき、審議、議決を行うものとする。

- (4)

理事会は第八条に規定する事業につき、審議、運営をするものとする。

第七条

無量寿堂に必要とする経費は権利者の賦課金、懇志、その他で賄うものとする。

事業

第八条 委員会が行う事業は次のとおりとする。

- (1) 無量寿堂の維持、管理に関すること。
- (2) 無量寿堂に関する法要の勤修に関すること。
- (3) 無量寿堂に関する予算の樹立、経費の賦課、徴収および債務の支出に関すること。
- (4) 無量寿堂の使用賦課金の決定に関すること。
- (5) その他、無量寿堂の運営に関すること。

会計

第九条 無量寿堂の会計年度は四月一日より翌年三月三十一日までを一会計年度とする。

第十条 無量寿堂の会計は、一般会計と特別会計をもつて執行するものとする。

納骨壇使用に関する諸手続き

【使用権取得の手続き】

第十一条 納骨壇の使用を願出する者は委員会に届出を行い、承認後、事務局にて納骨壇台帳に所定事項を記入及び捺印を行い、委員会の定めるところの加入負担金を納めるものとする。

【年次賦課金の納入】

第十二条 納骨壇使用者は、使用権継続のために、委員会の定めるところの年次賦課金を納めるものとする。

【使用権の承継】

第十三条 従来の権利者が死亡その他の事情により、権利使用の継続ができなくなった場合には、権利承継者は早急に性顕寺事務局にて納骨壇権利委譲台帳に所定事項を記入および捺印を行うものとする。

【使用権の返還】

第十四条 権利返還をする場合には、性顕寺事務局へ納骨壇返還届を提出すること。この場合、使用していた納骨壇は原状に復さねばならない。また、納入された加入負担金は返還されないものとする。

【納骨及び出骨の手続き】

第十五条 納骨壇への納骨、または出骨を希望する者は、事務局に連絡し、その日取りを決定する。実施後は、事務局にて、被納骨者台帳に所定事項の記入および捺印を行うこと。

【その他の変更手続き】

第十六条 住所変更等、台帳記入事項に変更が生じた場合、すみやかに事務局にて変更事項の届出を行うこと。

【使用権の取消】

第十七条 権利終了の届出がなされない場合であっても、次の各号のいずれかに該当したときは、権利の取消がなされるものとする。

- (1) 五年間、使用者または承継者の存否が明らかでないとき。
- (2) 五年間、委員会より二回以上の催促がなされたにもかかわらず、使用者、または承継者が年次賦課金を滞納したとき。

(3) 所定の権利承継の届出を行わず、無断で他人に使用権を譲渡したとき。

(4) 納骨壇が本来の目的以外に使用していると認められたとき

(5) 前号のほか、関係規定に違反したことが明らかとなるとき。

この場合、権利の取消を受けた者は、使用していた納骨壇を原状に復し、無条件で返還しなければならない。

また、管理者は、宗教的尊厳を守り、その納骨壇に入っていた遺骨を一定の場所に改葬し、遺品などは移動または撤去することができる。

【合葬壇使用の承認】

第十八条 無量寿堂管理規定第二条に定めるところの者のうち、合葬壇納骨を希望する者は、あらかじめ届出を行い、委員会の承認を得たのち、委員会の定めるところの合葬壇永代使用冥加を納めることで、委員会はこれを承認するものとする。納骨壇からの改葬の場合はこれに該当しない。また、合葬壇納骨の手続きについては、本規定第十五条に準ずる。なお、合葬壇に納骨後はいかなる場合も出骨できないものとする。

その他

第十九条 本運営規定の変更を行うときは、性顕寺の総代会の承認を得なければならない。

第二十条 本運営規定に定めのないことは、運営委員会にて協議決定されるものとする。

附 則

- ・この規定は無量寿堂の完成期日より施行されるものとする。
- ・本規定変更は二〇一八（平成三〇）年一月一日より施行するものとする。